

一般社団法人 日本ろうあ者卓球協会 強化部規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下当協会という）定款第36条に基づく部会及び委員会規程の第1条に係る強化部について定める。

(目的)

第2条 強化部は、国際大会でのメダル獲得を目標として、強化指定選手の強化活動を行う。

(事業)

第3条 強化部は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) 強化指定選手選考基準の策定
- 2) 強化指定選手強化計画の策定、実施
- 3) 強化指定選手の所属母体指導者との密なコミュニケーション
- 4) 国際大会派遣選手選考基準の策定及び派遣
- 5) その他目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 強化部の構成は次の通りとする。

- 1) 部長 1名
- 2) 監督 1名
- 3) コーチ 若干名
- 4) 事務局 若干名
- 5) アドバイザー 若干名
- 6) 選手 定数内

(部長)

第5条 部長の役割は、監督との密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を計る。

- 1) 強化活動に関する全般的政策・戦略を理事会に説明する。
- 2) 監督に適切な指導・助言を行い、強化部を統括する。
- 3) 監督からの意見具申を受け、自ら解決を図る。但し必要に応じて理事会との調整の上、解決を図る。
- 4) 必要に応じて、監督、コーチ間の調整を行う。

(監督)

第6条 監督の役割、権限を次の通りとする。

- 1) 強化指定選手を統括する。
- 2) 強化指定選手を選出し、理事会へ提言する。
- 3) 国際大会へ出場選手・スタッフを選出し、理事会へ提言する。
- 4) 強化合宿や国内・海外遠征のスケジュールを作成し、参加する選手・スタッフを選出する。
なお、合宿の効果を最大限に引き出す目的で、監督の裁量で合宿毎に強化部以外のスタッフを参加させることができる。（会員、非会員を問わず。）
- 5) 強化部の活動予算を作成し、強化部内で協議する。
- 6) アスリート委員会、女性スポーツ委員会、医科学委員会との連絡を密にし、同委員会の強化指定選手に対する有益情報を適切なタイミングで伝達されるよう指導・助言する。
- 7) 強化合宿、国内・国際大会参加の日程が当協会と関連団体の事業と極力重複しないように日程調整する。

- 8) 競技者が第6条 3) に関する当協会決定につき、仲裁の申し立てを行う場合、その申し立ては、決定の日、あるいは、ホームページ掲載の日から2週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。また、当協会は第6条 3) に関する当協会決定の競技会への代表選手の選定結果に関しては、2週間以内に当協会ホームページ（<http://www.jdttta.com>）に記載する。

（コーチ）

第7条 コーチの役割を次の通りとする。

- 1) 監督を補佐する。
- 2) 監督の要請を受け、強化方針等に則り積極的に活動する。
- 3) 監督の要請があれば、強化指定選手以外の有望選手にもコーチングする。

（部長、監督およびコーチの選出）

第8条 部長、監督およびコーチの選出や任期は、理事会で決定される。

2 部長、監督及びコーチは当協会会員から選出する。

（強化指定選手）

第9条 強化指定選手について、下記のとおり定める。

- 1) 当協会会員の中において著しく能力に優れ、国際大会において好成績をもたらすことが期待される者（日本代表選手を含む）とする。
- 2) 強化指定選手は強化部及び出身母体の管轄のもとに、別に定める留意事項に従って活動を行う。
- 3) 強化指定選手は別に定める選出基準に従って選出する。
- 4) 選出基準は、毎年、強化部にて見直しを行い、当会ホームページにて公表する。
- 5) 強化指定選手は、強化部にて提言案を作成し、理事会の承認を得て、会長名にて指定する。
- 6) 指定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再指定を妨げない。但し、必要に応じて入れ替えを行う場合がある。
- 7) 強化指定選手は、指定期間中であっても、別に定める留意事項に違反した場合は、理事会の議を経て指定を取り消す場合がある。

（国際大会派遣選手・スタッフの選考）

第10条 国際大会への派遣選手・スタッフの選考方法は以下の通り定める。

- 1) 派遣選手・スタッフは別に定める選出基準に従って選出する。
- 2) 選出基準は、事前に強化部にて定め、当協会ホームページにて公表する。
- 3) 派遣選手・スタッフは、強化部にて提言案を作成し、理事会の承認を得て、会長名にて指定する。

（活動費）

第11条 強化部が本規程に定められた活動を行う場合には、当協会報酬規程及び旅費規定に従った金額が支給される。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日より施行する。
2. この規程は、令和1年5月1日より改正施行する。